

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	私立高等学校等奨学のための給付金支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県は、私立高等学校等奨学のための給付金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県知事

公表日

令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立高等学校等奨学のための給付金支給に関する事務
②事務の概要	・私立高等学校等の「授業料以外の教育に必要な経費」の負担軽減を目的として、低所得者世帯に対し、給付金を支給する。 ・保護者の前年度所得による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報等を情報ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。
③システムの名称	使用せず
2. 特定個人情報ファイル名	
群馬県私立高等学校等奨学のための給付金支給関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項、別表第一 1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項、別表第一 1の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活こども部私学・青少年課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	生活こども部県民活動支援・広聴課情報公開係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-2270
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	生活こども部私学・青少年課 TEL 027-226-2142
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーは申請者から提供を受け、真正性確認を行う。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じる。 ・マイナンバーを含むデータを受け渡す際は、パスワードによる保護を行う。 ・マイナンバーを含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/>] 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/>] 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">[<input type="checkbox"/>]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/>] 十分である</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	マイナンバーを扱う際は専用の端末を使用し、権限を付与された担当者のみがID・パスワード・生体認証によりログインを行う。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 - 4. 情報提供ネットワークシステムによる	法律第19条第8号	法第19条第9号	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 - 5. 評価実施機関における担当部署 - ①部署	総務部学事法制課	生活こども部私学・子育て支援課	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 - 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 - 請求先	生活文化スポーツ部県民センター情報公関係	生活こども部県民活動支援・広聴課情報公関係	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 - 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ - 連絡先	総務部学事法制課	生活こども部私学・子育て支援課	事後	
令和7年1月15日	I 関連情報 - 5. 評価実施機関における担当部署 - ①部署	生活こども部私学・子育て支援課	生活こども部私学・青少年課	事後	
令和7年1月15日	I 関連情報 - 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ - 連絡先	生活こども部私学・子育て支援課 TEL 027-226-2142	生活こども部私学・青少年課 TEL 027-226-2142	事後	
令和7年1月15日	II しきい値判断項目 - 1. 対象人数 - いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和7年1月15日	II しきい値判断項目 - 2. 取扱者数 - いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和7年1月15日	IVリスク対策	-	IVリスク対策に記載のとおり	事後	